荏田西小学校地域防災拠点 '11.10.22

地域防災拠点とは

1. 地域防災拠点

青葉区は「青葉区防災計画」を策定して、「災害への備え」および「災害発生時の応急対応」を 定めている。この中で地域防災拠点の役割および活動についても述べている。

荏田西小学校は、市の地域防災拠点および定点診療拠点に指定されている。このため、地域、 学校および区役所の三者で「荏田西小学校地域防災拠点運営委員会」を常時、組織している。 運営委員会は、災害時に避難場所を開設する時には、青葉区災害対策本部の区本部拠点班員に 協力して、避難場所の適切な管理運営を図る。また、平常時には、防災訓練、防災知識の普及 等を計画、実施し、災害時に備える。

本マニュアルは、それらの活動を円滑におこなうために作成されたものであり、机上の検討お よび訓練等を通じて、常により効果的なものに見直す必要がある。

[地域防災拠点の災害時の主な役割]

- ① 安心できる避難生活の維持
- ② 的確な地域情報の収集、地域への情報提供
- ③ 地域の被災者の救出

[地域防災拠点運営委員の災害時の役割]

地域防災拠点(避難場所)は、あらかじめ決められた運営委員会委員に、避難者、地域応援者 、拠点班員などを加えて運営される。運営委員は平常時の班体制に加え、地域住民など応援者 の協力を得て、各班長を務めるなど避難場所運営の中心となる。

[地域防災拠点運営委員の平常時の役割、活動]

運営委員会は、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点(避難場所)を円滑に運営でき るように、日頃から地域防災拠点運営マニュアルを作成し、地域防災拠点運営の研修や防災資 機材の使用訓練などを行い、地域防災力の向上に努める。

- 主な活動は: ①運営委員会の開催
 - ②運営マニュアルの検討、改定
 - ③防災資機材等の使用方法の習得
 - ④防災訓練の実施
 - ⑤避難場所開設、運営に必要な資料、用具等の整備
 - ⑤地域の防災力の向上に必要な防災知識、情報等の発信

荏田西小学校地域防災拠点運営委員会規約

注、 ____: 追記 、太字: 名称等の変更

第1条(名称) この会は荏田西小学校<u>地域</u>防災拠点運営委員会(以下「本会」と言う) と称する。

第2条(防災拠点の対象者) 原則として、荏田西小学校校区に居住する住民とする。

第3条(設置目的) 本会は、災害時において荏田西小学校に避難した住民に対する救援・救護 活動等を行うとともに、防災拠点・避難場所としての適正な管理運営を図る ために設置する。

第4条(事業) 本会は、次の各号に掲げる事項について協議し、防災拠点の円滑な運営を 図るものとする。

- (1) 防災拠点の管理運営に関すること
- (2) 避難・誘導に関すること
- (3)情報の受伝達に関すること
- (4) 飲食物、生活用品、救援物資等の集配・調整に関すること
- (5) 救護・防疫活動に関すること
- (6) 福祉活動に関すること
- (7) 防災訓練に関すること
- (8) その他必要な事項に関すること

第5条(防災計画) 本会は、地震等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、次に関する 防災計画を作成する。

- (1) 地震等の災害発生時における防災組織の編成及び任務分担 に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること

第6条(組織) 本会は、下記に掲げるメンバーで構成する。

- (1) 荏田西連合自治会会長,副会長,及び防災部代表。荏田西 小学校校区内町内会・自治会会長、副会長、及び防災担当 者。荏田西地区社協会長、副会長。荏田西地区民児協委員。 家庭防災員代表。<u>他</u>
- (2) 荏田西小学校校長、副校長、及び担当者。
- (3) 荏田西小学校協力の会
- (4) 荏田西小学校校区内各種団体委員
- (5) 青葉区役所担当職員

第7条(役員) 本会に次の役員を置く。

 (1)委員長
 1名

 (2)副委員長
 数名

 (3)会計
 1名

(4) 監事 1名

(5) 顧問 1名

委員長、副委員長は運営委員から互選する。また、<u>委員長</u>、副委員長の 内1名を会計担当する。監事は副校長とする。

第8条(顧問) 顧問は荏田西小学校校長とする。顧問は会議に出席し意見を述べるともに、防災拠点・避難所の運営、学校施設の利用について委員長を支援する。

第9条(職務) 委員長は、本会を代表し会務を運営するとともに災害発生寺における 指揮命令を行う。副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時はその職務 を代行する。会計は、本会の会計を担当する。監事は、本会の会計を監査 する。

第10条(任期) 任期は、一年とする。但し再任は妨げない。

第11条(事務局) 本会の事務局を荏田西小学校に置くことする。

第12条(会議) 本会の会議は、委員長が必要を認めた時に召集し、委員長がその議長と なる。事業、会務等を企画立案するとともに、最高決定機関とする。

第13条(経費) 本会の経費は、市からの運営費、助成金、寄付金等による。

第14条(会計年度)本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 (規約の改正) 規約の改正は出席委員の過半数を要する。

第16条 (付則) 平成12年7月 規約制定 平成17年4月 改正 平成19年6月 改正 平成20年6月 改正 平成23年4月 改正 平成24年4月 改正

荏田西小学校地域防災拠点

| 各組織の被災時の主な業務

組織	項目
	①避難場所開設、運営に関する総合調整
	②避難スペース、本部、各部、医療拠点等の配置、割振り
本部	③運営会議の開催
	④各種救援物資等の要請
	⑤学校再開の準備
	①避難者の受付、誘導
	②応援者の受付、各班への振分け等
庶務班	③避難場所でのルール策定
2丁目	④ごみ、トイレ、照明、ペット、タバコ等の避難生活環境の維持、管理
	⑤防災拠点日誌・運営記録の作成
	①避難者名簿の作成管理
	②外部からの災害情報の受取り、収集と避難場所内への伝達
情報班	③地域の被災状況の確認、救出救助要請の受付および避難場所内の情報
5丁目・ビア	収集
ス市が尾	①外部からの問合わせ窓口
	①防災備蓄庫内の救出・救護工具の貸出管理
救出救護班	②地域の救出要請情報を基に、救出活動に協力
1丁目	③医療救護拠点で必要な物品や負傷者の搬送
3丁目	
	①食料物資の必要数量と在庫数量の管理および不足分の要請
The state of the s	②地下タンク水の汲み上げ、配布 (水道局と連携)
	③防災備蓄庫の水缶、乾パン、粉ミルクセット等の配布
食料物資班	④防災備蓄庫の生活用品等(オムツ他)の配布
4丁目	⑤各種救援物資の受取り、保管、配布
	⑥炊き出しの実施
	①要援護者避難支援
援護班	②要援護者等の避難生活の支援
社協・民児協	

